北九州市立介護実習・普及センター
福祉用具使用貸借契約書

社会福祉法人北九州市福祉事業団を甲とし、　　を乙として、下記条項により、別紙の福祉機器・介護用品（以下「福祉用具等」という。）の展示試用・賃借等に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　この契約は、甲が福祉用具等の適切な普及を図るため、北九州市立介護実習・普及センターにおいて、乙の所有する福祉用具等を借り上げたうえで、展示・試用に供する福祉用具展示事業を実施することを目的とする。

（契約対象製品）

第２条　契約の対象となる福祉用具等は、甲が指定する別表の製品とする。

（契約の有効期間）

第３条　契約の有効期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

２　有効期間内に甲・乙いずれかからも契約終了の意思表示がない場合は、さらに１年間の契約更新について合意されたものとみなし、有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

（解除）

第４条　次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1)　乙が指定する製品を取り扱わなくなったとき

(2)　甲が福祉用具展示事業を取り止めたとき

(3)　甲又は乙が、解散、破産、民事再生その他の破綻ないし事業再生手続に着手したとき

(4)　上記の外、甲又は乙の都合により契約の継続が困難となったとき。

２　前項の規定により契約を解除するときは、30 日前に相手方に対し文書で通知するものとする。ただし、前項第 3 号に該当する場合は直ちに解除できるものとする。

（福祉用具等の展示場所）

第５条　甲又は乙の都合により、年度途中において福祉用具等の展示の変更、取消、追加等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

（福祉用具等の展示場所）

第６条　福祉用具等の展示は、北九州市立介護実習・普及センター福祉用具展示場内で行う。ただし、甲は乙と事前に協議のうえ、他所で展示することを妨げられない。

（福祉用具等の貸出）

第７条　甲は展示用として乙から提供された福祉用具等について、利用者の適性を評価する

参考資料

ために、事前に乙と協議することなく、行政機関、医療・福祉の専門機関及び個人（以下「借受人」という。）に一時貸出を行うことができるものとする。なお、貸出時の管理責任は借受人に付帯するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

２　貸出時の借受人に対する製造責任は、乙が負い、甲は責任を負わないものとする。

（福祉用具等の提供経費等）

第８条　乙は福祉用具等の提供・保守・運搬等、本契約に伴う展示に必要な経費を負担するものとする。

ただし、甲が主催する展示会などに出品のための経費についてはこの限りでない。

（福祉用具等の保守）

第９条　乙は、福祉用具等を甲が正常な状態で使用できるように必要に応じて社員を展示場に派遣し、点検・調整を行うとともに、来訪者からの相談にも応じるものとする。

なお相談を受けるにあたっては、社員は自社の利益となるような行動を取ることのないよう留意しなければならない。

２　用途に応じた適正な使用範囲内での使用により福祉用具等が故障又は破損した場合、甲の要請により、乙は速やかに正常な状態に回復させ又は取り換えるものとする。

（福祉用具等の所有権）

第１０条　福祉用具等の所有権は、乙に属し、甲はそれらを管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

（補償）

第１１条　展示用に提供された福祉用具を管理上重大なる過失により破損･紛失した場合は、甲はこれを補償しなければならない。

２　貸出時の破損及び紛失については、前項の規定にかかわらず借受人が補償するものとする。

３　天災及びそれによる火災、風水害等により破損及び紛失した場合は、甲はその責を負わないものとする。

（福祉用具等の撤去）

第１２条　乙は、契約の終了に伴う福祉用具等の撤去を 30 日以内に行わなければならない。なお、撤去費用は乙の負担とする。

（契約終了時の福祉用具等の処分）

第１３条　乙が期日までに前条の撤去義務を履行しないときは、甲は、乙の費用で福祉用具等を撤去し、福祉用具等を甲が取得し又はこれを第三者に転売することができる。なお、転売時の転売利益は甲に帰属する。

（守秘義務）

第１４条　乙は、この契約に基づく業務を行うことによって知り得た情報を、外部に漏らし

参考資料

又は他の目的に利用してはならない。

（暴力団関与の場合の解除権）

第１５条　甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1)　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)　役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4)　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5)　役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)　暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(7)　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第６号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8)　乙が、第１号から第６号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第７号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除した場合は、乙は契約金額の１０分の１に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

３　前項の場合において、担保の提供が行われているときは、甲は当該担保をもって違約金に充当することができる。

（所在地変更等の通知義務）

第１６条　甲及び乙は、本契約期間中に所在地の変更、事業の廃止及び解散をしたときは、速やかに相手方に対し、文書でその旨を通知する。

２　甲又は乙が所在地変更の通知を怠ったときは、相手方の契約更新・終了・解除の意思表示及び解約通知は、従前の所在地において行う。

（定めのない事項）

第１７条　この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約書は２通作成し、甲乙各１通所有するものとし、この契約は次のとおり各自記名押印したときに確定する。

令和　　年　　月　　日

甲　　所在地　　北九州市八幡東区中央二丁目１－１

名　称　　社会福祉法人北九州市福祉事業団

代表者　　理事長　○○　○○　　㊞

乙　貸与者　　所在地

名　称

代表者　　㊞

参考資料